

農業農村整備事業の大きな変化

10年前と大きく変わる土地改良

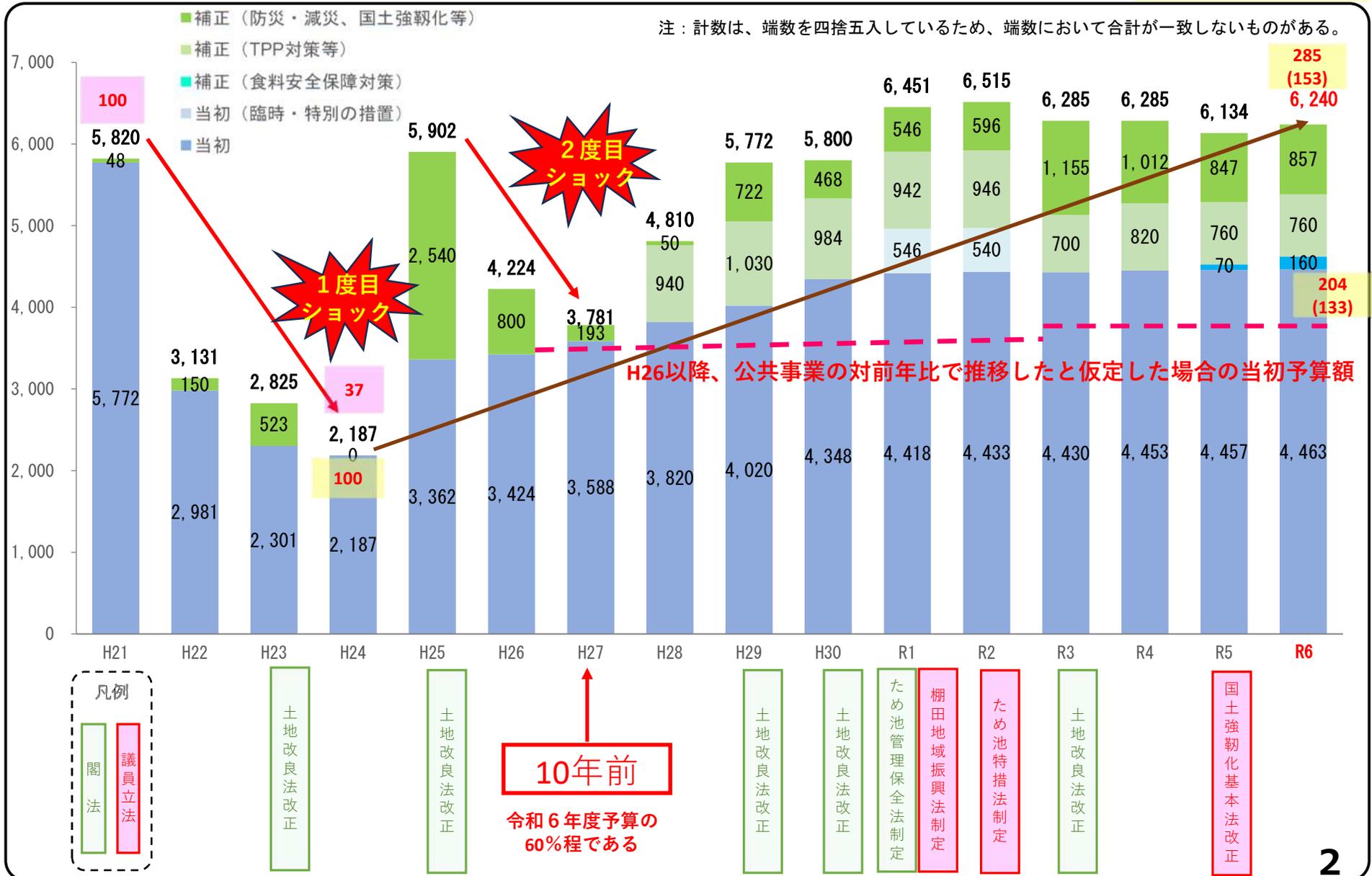
- 1 安定的な**予算の確保**
- 2 現場主義かつ迅速な**法律の制定・改正、事業制度の見直し**
- 3 農地整備事業の**農家負担の軽減**
- 4 **多面的機能支払交付金の充実**



長野県土地改良事業団体連合会
令和7年(2025年)4月

1 安定的な予算の確保

・不安定な予算編成は、現場が混乱し計画的な事業の推進が困難になる (): 公共事業の伸び率



2 現場主義による農業・農村の現状把握

- ・ 地域の声を結集し、法律の改正・事業の見直しを行う。

現地を確認

営農状況



施設の状態



日滝原土地改良区（須坂市）

施設の維持管理の状況



小布施土地改良区（小布施町）

意見を伺う

意見交換



佐久管内土地改良区



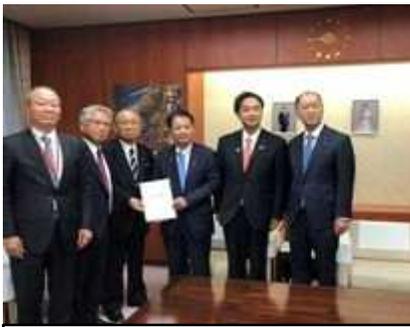
稲倉の棚田（上田市）

要望を受ける



農業振興整備ネットワークうえだ
【多面交付金事務】（上田市）

国へ繋げる



農林水産大臣へ要請



国会議員への陳情

政府への
提言



総理大臣へ国会質問

2-1 農政の憲法「食料・農業・農村基本法」の見直し

・食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化

世界においては、人口が急増し食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化や、地政学的リスクの高まり等により、世界の食料生産・供給は不安定化している。

国内では、必要な食料や農業生産資材を容易に輸入できる状況ではなくなりつつある。また、農業に目を向けると、農業者の減少・高齢化や農村におけるコミュニティの衰退が懸念される状況が続く中、総人口も減少傾向に転じ、国内市場の縮小は避け難い課題となっており、国内で食料を安定的に生産することが難しくなっている。

(1) 世界の食料生産、供給の不安定化要因

洪水により浸水した農地



家畜伝染病の発生



感染症による流通の混乱



肥料需要の逼迫

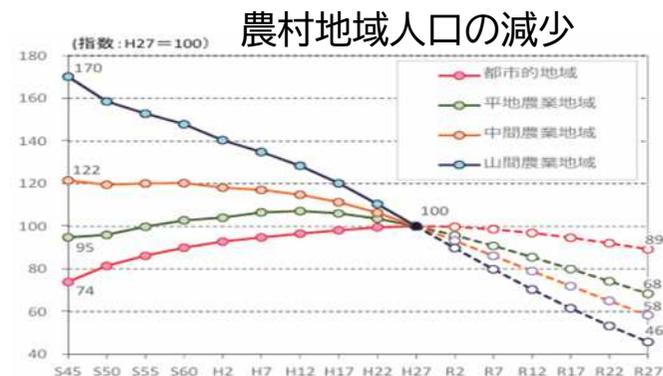


(2) 国内の農業、農村の状況

耕作放棄地の増加



農業の高齢化



2-2 食料安全保障に関わる情勢の変化や課題に直面

・食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化への対応

食料安全保障の確保

- ・「食料安全保障の確保」は、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態」とする。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・食料システムについては、CO₂等の負荷の低減を図り、環境との調和を図る。
- ・農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減をめざす。

農業の持続的な発展

- ・生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展を図る。
- ・農地の確保、農業法人の経営基盤強化、農地の集団化・適正利用、農業生産基盤の保全、スマート技術を活用した生産性の向上等を図る。

農村の振興

- ・地域社会が維持されるよう農村の振興を図る。
- ・農地を保全するための共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、鳥獣害対策等を行う。

2-3 現場主義かつ迅速な法律の制定・改正

(例) 豪雨による農業用ため池の決壊被害 (H30死亡事故) への対策

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(R元.7.1施行)

自然災害によるため池被害が頻発



管理者や権利を明確化し適正な管理及び保全を行う体制整備

- 防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法(R元.10月検討開始⇒R2.10.1施行:議員立法)

ため池の防災工事には多額の費用と高度な技術が必要



知事が定める工事等推進計画に基づき国は財政面の措置

通常 国庫補助**50%**
地方債の交付税措置**20%**

特措法 国庫補助**55%**
地方債の交付税措置**45%**

驚く速さで法律制定 ⇒半年で法案を作成し、国会審議を経て1年後に施行

■長野県における農業用ため池の防災工事取組状況 (R7.3.31現在)

防災重点農業用ため池
678箇所

・うち防災工事必要 273箇所
・うち工事着手済み 111箇所



2-4 現場主義かつ迅速な事業制度の見直し

・農業を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行。

- ・不安定な国際情勢等の影響による燃油、生産資材等の価格高騰は、今後も長期化が懸念される。このため、農業分野における物価高騰対策を実施。
- ・経営の負担が増している農業者に対して、経営を支援する。
- ・土地改良区等に対し、農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を補助する。

・農林水産業における物価高騰対策支援

・電気料金の高騰対策

- ・土地改良区等が管理する農業水利施設の電気料金等に対し高騰分を補助。

・畜産関係の高騰対策

- ・飼料高騰対策に対する支援
- ・畜産物の消費拡大に対する支援
- ・酪農経営に対する支援

・農業資材の高騰対策

- ・肥料価格高騰対策給付金
- ・施設園芸用燃料価格高騰対策支援金
- ・その他農業資材（農薬等）に対する支援

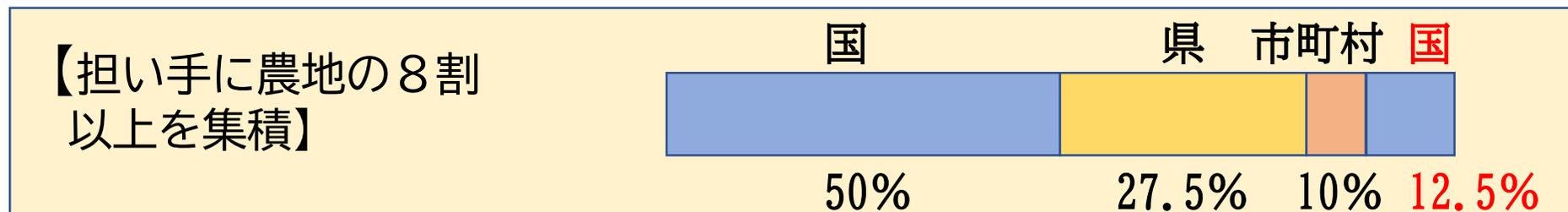
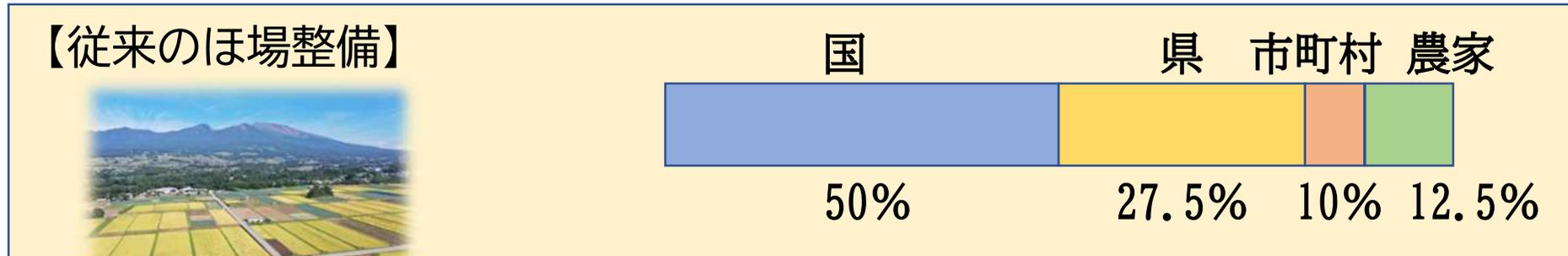
・省エネルギー化事業

- ・「省エネルギー化改善計画」を策定した土地改良区等が取り組む省エネルギー化に関わる経費を支援

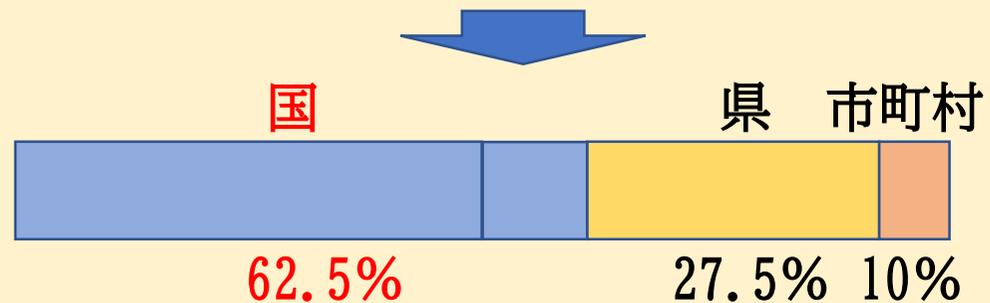
3 農地整備事業の農家負担の軽減

- 農地の確保、農地の集団化、農業生産基盤の保全の対策強化

土地改良事業の大原則  事業による便益に応じた費用負担



農地中間管理機構関連農地整備事業
(平成30年4月1日開始)



4 多面的機能支払交付金の充実

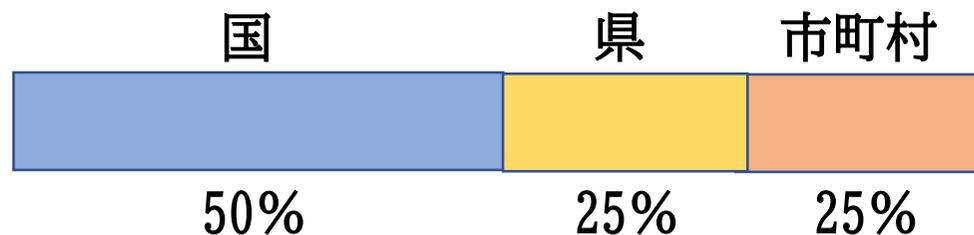
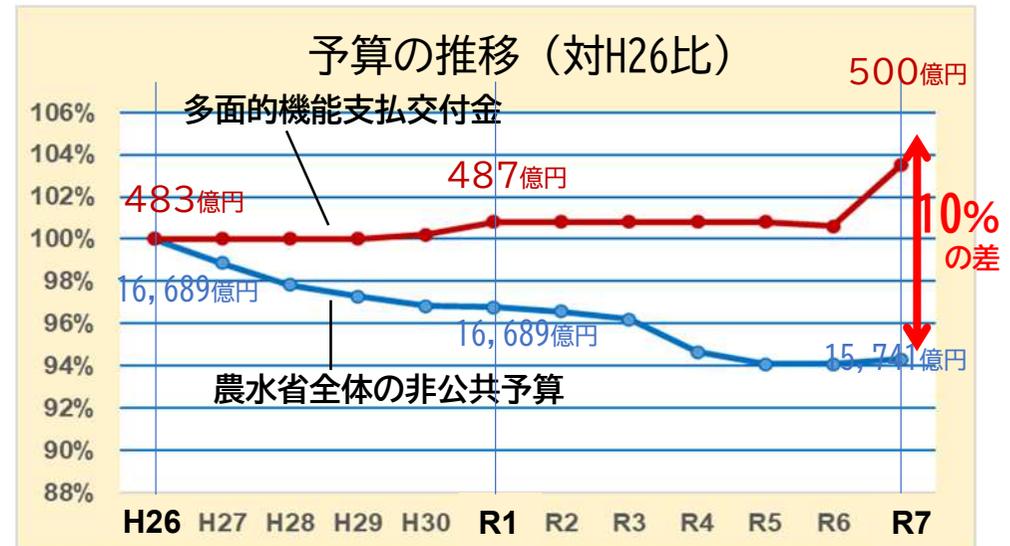
・農地や水路等を保全するための共同活動への支援強化

取組の継続に必要な予算を確保

厳しい財政状況から、国の予算は毎年削減を迫られています。

農水省全体の非公共予算（公共事業以外の予算）が、平成26年度比で94%に削減されている中で、多面的機能支払交付金は104%と増加しています。

特に令和7年度予算では、過去にない大幅な増額となりました。



多面的機能支払制度は、農地や水等の大切な地域資源を適切に保全管理していくために欠くことのできない仕組みです。

物価高騰に伴う交付単価の見直しや人材確保など、取組の継続に必要な課題の解決に向けて、多くの現場の声を国に届けていく必要があります。